

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
1	・意見募集概要を読んでパブコメの目的を理解するのは、個人番号法、特定個人情報保護評価に関して理解していないと、かなり難しい。 ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書）のTop頁（p1）に、特定個人情報保護評価の目的「個人のプライバシー等の権利利益の保護」が宣言されていた。 新宿区は、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 ・しかし、「・・・に関する事務 全項目評価書」は新宿区の内部評価に利用されたもので、区民には解りづらい。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。
2	・区の内部評価は個人情報委員会が行政機関等のみを対象に行っているようだが、委員会構成員と評価結果を素案に付録として付ける必要がある。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価の実施にあたっては「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」に基づき、パブリックコメントの意見及び第三者点検の結果を反映した評価書を新宿区個人情報保護管理運営会議において審議しています。 素案の公表時には新宿区個人情報保護管理運営会議における審議前であるため、審議結果を素案につけることはできません。 なお、新宿区個人情報保護管理運営会議の審議内容や委員構成及び同会議の承認を受けた評価書は、区公式ホームページにて公表しています。
3	・さらに、Vの①自己点検、②監査：内部監査、外部監査の結果、予定も付録として付けて欲しい。	E	ご意見として伺います。 自己点検については、具体的な実施時期を定めていません。また、点検結果を公表する考えはありません。 内部監査については、実施日時、結果ともに非公表です。外部監査については、実施した場合、原則として結果を公表する予定です。
4	・特定個人情報保護評価書に区民が関心を示し、理解を深め、「個人のプライバシー等の権利利益の保護」を目指し、パブコメに応募させたいのであれば、説明会用スライドのような資料が必要である。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。
5	・情報公開制度は区民には請求書の作成、区は公開の事務作業が必要になるが、新たな文書は作成されないの、分かりやすい資料を作成し、パブコメに誘導する工夫が必要である。	E	ご意見として伺います。 特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施にあたっては、全項目評価書の素案に加え、評価の概要や変更箇所の一覧、用語解説などを合わせて公開し、区民の方にわかりやすい資料となるよう努めています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
6	・個人番号カードの普及、申請のキャンペーンが本庁舎1階で継続しているが、スーパー、量販店での販売促進のようで、個人のプライバシー等の権利利益の保護には役立っていない。	E	ご意見として伺います。 区は、これまでマイナンバーカードの利便性や安全性について様々な機会を捉えて周知し、区民の皆様のご理解をいただきながら普及に努めてきました。引き続き普及促進に努めます。
7	1.国民健康保険に関する事務 特定個人情報保護評価書（素案）の主な変更内容 ・1 滞納整理の一元化に伴う変更は個人番号の導入当初より予定されたこと。	E	ご意見として伺います。 新宿区において滞納整理業務の一元化は、個人番号の導入当初より検討されていたものではなく、令和4年度より検討を開始し、令和7年度に住民税と国民健康保険料の滞納整理を一元的に担当する課を設置する予定です。
8	・2 その他の変更内容は突然出された個人番号カードと健康保険証の一体化に伴うドタバタ対応。 ・20240925 東京新聞記事「保険証廃止」一体誰がどう決めたのか「記録はない」と判明・・・首相報告や閣僚間のやりとり 経緯は闇の中へ」 ・保険証廃止について誰がどう決めたのかを情報公開請求したり関係者に取材したところ、記録が残っていない。残っていたのはすでにウェブサイトで公表されている関係省庁連絡会議の議事概要。しかし議事概要の中には廃止時期などの言及がない。 ・デジタル担当大臣と厚生労働大臣の相手で協議をしていたことは両省庁とも認めているものの、記録はない。総理大臣に報告もしていますが、それも記録がないという結果になっています。 ・東京新聞が厚生労働省とデジタル庁に確認したところ、廃止時期は大臣間で決めており、職員が同席していた場合は、協議の内容は口頭ベースで報告をしている。 ・しかし、大臣間で重要な決定をしたのであれば、その協議は、公文書管理法のガイドライン及び各省庁の行政文書管理規則で記録の作成が義務付けられる、政策立案や事務・事業実施の方針に影響を及ぼす打ち合わせ等に該当する。記録が作成されないと法令に違反。 ・全自治体（新宿区も）、忍耐強く後始末！	E	ご意見として伺います。
9	2. 素案 ・後期高齢者医療保険に関する事務に使われる端末等は新宿区庁舎内にあると思われるが、それらは新宿区の評価対象ではない？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価は、事務ごとに評価する仕組みとなります。 そのため、後期高齢者医療保険に関する事務に使用する端末等については、後期高齢者医療保険に関する事務の特定個人情報保護評価の対象となります。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
10	Ⅰ 基本情報 ・（別添１）事務の内容は現在とガバメントクラウド導入後の対応が解かる。ただ、図の解像度が悪く、文字が読み難い／読めない。	E	ご意見として伺います。 図中に文字の読みづらい箇所があり、申し訳ございません。 全項目評価書の内容についてご不明の点がありましたら、担当課よりご説明させていただきますので、お問い合わせください。
11	・ガバメントクラウドの導入前後で、 ・入力作業に要する人数は変わらない？ ・計算機システムの運用費（メンテ費、リース料）は変わらない／減少？	F	ご質問にお答えします。 ガバメントクラウドは、デジタル庁が共通的な機能・基盤を提供するクラウドサービスの利用環境です。ガバメントクラウドに移行しても、区の業務量には変更がないため、入力作業等に要する人数にも基本的に変更はありません。 ガバメントクラウドに移行することにより、区が独自にサーバを調達するための経費等は大きく削減されますが、一方でガバメントクラウドの利用料や通信料等の経費負担が新たに発生します。 導入前後でのシステム運用経費の増減は、制度改正に伴う運用変更などのガバメントクラウド導入以外の要因も含まれるほか、評価する期間、範囲、国庫補助の有無等により結果が異なるため、現時点で評価は難しいと考えています。
12	・地方税ポータルシステムeLTAXのことを地方税に関する事務 全項目評価書で初めて知った。国税電子申告・納税システムe-Taxの地方税版と理解する。 ・個人で住民税だけを申告するのにeLTAXを利用することができるか？ ・個人番号を取得していない場合、e-Taxの「ID・パスワード方式」のような方法で、eLTAXを利用することができるか？	F	ご質問にお答えします。 地方税ポータルシステム（eLTAX）には現時点で、個人の方が住民税を電子申告する機能はありません。 また、個人番号がなくても利用者IDを取得することにより利用することができます。
13	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 ・４ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託で、委託先名の⑤確認方法が異なるのは何故？ ・情報公開請求等にて公開となっている（税 p14、15）。 ・情報公開請求等にて公開となっている（国保 p39）、委託先名は調達関係情報として当区のWebサイトに公開となっている（国保 p40）。	E	ご意見として伺います。 「地方税に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いの委託先名を確認するには、当該事務に関する情報公開請求等の手続きをとっていただく必要があります。 「国民健康保険に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いの委託先名の確認については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
14	・税 p15：再委託⑧、⑨が黒塗りにになっているのは何故？	F	ご質問にお答えします。 当初課税等業務委託については、パブリックコメントを開始した時点では再委託をしない予定であったため、再委託の許諾方法及び再委託事項の欄を黒塗りしていました。 しかし、プロポーザルにより決定した受託事業者より再委託の協議があり、これを許諾したため、素案を修正しました。
15	・税 p16：委託事項 5 ④にシステム直接入力とあるが、被委託取扱者は税務課内で入力作業をするのか？	F	ご質問にお答えします。 納付案内業務等の委託にあたっては、税務課の事務室とは別に受託事業者用の事務室を設け、調査結果等の入力作業はその事務室で行います。 なお、「（仮称）催告等事務センター」は名称を「新宿区納付案内センター」と決定したため、素案を修正しました。
16	・区職員と被委託取扱者は混在／エリア分け？、セキュリティ対策と労働環境の差はないのか？	F	ご質問にお答えします。 新宿区納付案内センターの運営業務委託にあたっては、受託事業者用の事務室を設け、区職員と受託事業者の職員は別の場所で事務を行います。 受託事業者用の事務室は資料の持ち出し禁止、鍵付きキャビネットへの資料保管や防犯カメラ設置等の措置を講じ、個人情報保護を徹底します。 また、受託事業者用事務室の照明や空調等の設備は、区職員の事務室と同様であり、労働環境に差はありません。
17	・区職員で全ての作業をしていた時と較べて、区職員＋被委託取扱者の人数は増減は？	F	ご質問にお答えします。 当初課税等業務委託における受託事業者の職員数は、業務量に応じて調整する予定です。受託事業者の職員数が最も多くなる時期の、区職員も加えた職員数の合計は、派遣職員により対応していた時よりも多くなる見込みです。 新宿区納付案内センターの運営業務委託については、従来の電話催告センターの委託内容を見直すことにより、区職員も加えた職員数の合計は若干の減となる見込みです。
18	税 p18：特定個人情報の提供先に特別徴収義務者（給与支払者）があるが、小規模な事業者個人番号を提供することに不安を感じる。事業規模の大小によらず、同じセキュリティ対策を実施しているのか？	F	ご質問にお答えします。 個人情報取扱事業者は、「個人情報保護法」により個人データに関する安全管理措置を講じることとされ、従業者の監督義務及び委託先の監督義務が課されています。 また、全ての事業者は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じることとされています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
19	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ・標準的、通常のセキュリティ対策が行われている。したがって、統計的に特定個人情報も漏洩すると考えるのが常識。	E	ご意見として伺います。 「Ⅳ その他のリスク対策」に記載のとおり、特定個人情報保護評価書の記載内容は、毎年見直しを行って修正の有無を確認し、安全性の確保を図っています。
20	・国民健康保険と住民基本台帳に関する事務では生体認証（顔認証、静脈認証）を行っているが、私の見落としがあるかもしれないが、地方税に関する事務では生体認証を行っていない。（生体認証にアレルギーがある私は税務課で働きたい。）	A	ご意見の趣旨を評価書に反映します。 税務システムにおいても他のシステムと同様、端末使用時にはユーザIDによる識別とパスワードに加え、ICカードによる認証及び顔認証を実施しています。素案では「ICカード等の複数の手段」と記載していましたが、税務システムにおいても生体認証を行っていることが分かるよう、素案を修正しました。 また、住民基本台帳に関する事務及び国民健康保険に関する事務においては、ICカードによる認証について追記しました。
21	・国民健康保険に関する事務では共通KEY（住民番号）が使われているが、地方税と住民基本台帳に関する事務では共通KEY（住民番号）は使われていない。	E	ご意見として伺います。 国民健康保険に関する事務では、必要に応じ住民番号を共通KEY（住民番号）として個人情報を特定し、個人住民税情報・住民基本台帳情報を取得しています。 地方税に関する事務においても個人を識別するための情報として住民番号を使用しており、また住民基本台帳事務においても宛名番号（住民番号）を使用しています。
22	・新宿区が安全対策に関与できるシステムについてだけが評価対象になっているのは理解できるが、新宿区のシステムに接続している回線、システムに関してもお任せではなく、同程度、評価に関心をもつ必要がある。接続している回線、国・自治体のシステムの評価書入手し、査読する必要がある。	E	ご意見として伺います。 関係するシステム等の評価書は公開されており、必要に応じて参照したうえで特定個人情報保護評価を実施しています。
23	・新宿区の特定個人情報を扱うシステムと特定個人情報以外を扱うシステムとは分離し、独立しているのか？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報を扱うシステムと取扱わないシステムは、事務の単位でアクセス制御を行うことにより、分離・独立させています。
24	・新宿区職員に新宿区のシステム全体を理解できる技術職が何人いるのか？	F	ご質問にお答えします。 技術職はいませんが、情報システム部門の職員を中心に、新宿区のシステム全体を理解できる専門的な知識を有している新宿区職員は多数います。人数等は調査していないため不明です。
25	・新宿区のシステムの発注と運用の仕様書作成、全項目評価の実施と評価書作成、Ⅳの①自己点検と②内部監査は新宿区職員だけで行っているのか？	F	ご質問にお答えします。 システムの導入に係る仕様書や全項目評価書の作成、「新宿区セキュリティ規則」に基づく自己点検や「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に基づく内部監査は、全て区職員により行っています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
26	・全項目（内部）評価を実施する新宿区長がTOPの組織の構成員名とその役職、経歴・専門資格は？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価の実施にあたっては「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」に基づき、パブリックコメントの意見及び第三者点検の結果を反映した評価書を新宿区個人情報保護管理運営会議において審議しています。 なお、新宿区個人情報保護管理運営会議の審議内容や委員構成及び同会議の承認を受けた評価書は、区公式ホームページにて公表しています。
27	・全項目評価は個人情報保護委員会が承認となっている。 ・個人情報保護委員会は区外部の委員会で個人情報（特定個人情報を含む。）の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする。 国、自治体から独立性の高い機関かもしれないが、個人情報の利活用と保護の利益相反を1つの組織の中で、「個人情報の有用性に配慮」しながら承認するので、その承認は個人情報の利活用に傾いて、その承認が行われていると思われる。 ・個人情報保護委員会は日本全体の特定個人情報保護評価に関する事務だけではなく、それ以外の個人情報に関する基本方針の策定・推進、取扱いに関する監視・監督、保護団体に関する事務、相談・苦情あっせん等に関する事務、国際協力、広報・啓発、その他を行っている。 ・個人情報保護委員会は評価を行う際の内容や手続きを定めた指針を作成し、その指針に沿って、行政機関等が作成した特定個人情報保護評価書の承認を行っている。 ・個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価書の承認は書類審査だけと思われるが、その費用はいくらか？	F	ご質問にお答えします。 個人情報保護委員会の審査・承認が必要となるのは行政機関等の場合であり、地方公共団体等については同委員会から承認を受けるものではないため、それに要する費用も生じません。
28	IV その他のリスク対策 ①自己点検 ②監査：内部監査、外部監査 V 開示請求、問合せ ・見出しも「自己情報開示、問合せ」とした方がよい。	E	ご意見として伺います。
29	・その時、必要になる本人確認の書類として、個人番号カード非保有者の資格確認書類は資格確認書でよいのか？	F	ご質問にお答えします。 本人確認書類のうち1点として、資格確認書でも問題ありません。 なお、令和6年12月2日時点で有効な被保険者証を保有されている場合、令和7年12月1日まではその被保険者証も本人確認書類として使用することができます（有効期限内の被保険者証に限ります）。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
30	・特定個人情報ファイルも匿名化処理をすれば、ビッグデータとして開示、公開の対象となるのか？	F	ご質問にお答えします。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「個人情報保護に関する法律」に基づき、特定個人情報ファイルから個人番号と個人情報の双方が削除されない限りは、不特定多数への公開・開示はされません。
31	VI 評価実施手続 ・1. 基礎項目評価、全項目評価が素案なのか？	F	ご質問にお答えします。 「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」により、全項目評価書については素案を公示し、広く住民等の意見を求めることとしています。基礎項目評価書については、同要綱により素案の公示は必要としていません。
32	・2. 必要に応じて、何もない場合でも定期的なパブリックコメント？	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価書については、毎年記載内容の見直しを行い、修正の有無を確認しています。この修正箇所が、個人情報保護委員会が指針で定める「重要な変更」に該当する場合には、原則として特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられており、パブリックコメントの実施、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検を実施し、個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書を提出する必要があります。
33	・3. 第三者点検を委託した組織の構成委員（資格、経歴等）、その点検結果をまとめた文書の公表・公開を求める。	E	ご意見として伺います。 第三者点検の委託先及び点検結果の文書公開を希望される場合は、お手数ですが公文書公開請求の手続きをお願いいたします。
34	・4. 個人情報保護委員会の勧告の公表・承認予定を示すことを求める。	E	ご意見として伺います。 個人情報保護委員会が行った勧告等については、同委員会が公表しています。
35	3. 用語解説 ・素案では触れられていない、新宿区システムの外側の解説が欲しい。 ・個人番号制度、特定個人情報保護の全般 ・デジタル政府・自治体の鳥瞰図（?）、マイナポータル、個人番号カード、各種カード（保険証、運転免許証、図書館利用者カードなど）と一体化された個人番号カード、電子証明書など。利用時の個人情報の流れ図があるとより良い。	E	ご意見として伺います。 用語解説はパブリックコメントの実施にあたり、特定個人情報保護評価書の内容をよりご理解いただけるよう、評価書で使用している用語について解説したものです。 各制度の詳細な内容等については、お手数ですが各事務を担当する課等にお問い合わせください。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方												
36	・市町村と市区町村は同じものと思われるが、混在している。 <table><thead><tr><th></th><th>市町村</th><th>市区町村</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 地方税</td><td>87</td><td>9</td></tr><tr><td>・ 国民健康保険</td><td>16</td><td>136</td></tr><tr><td>・ 住民基本台帳</td><td>132</td><td>7</td></tr></tbody></table>		市町村	市区町村	・ 地方税	87	9	・ 国民健康保険	16	136	・ 住民基本台帳	132	7	A	ご意見の趣旨を評価書に反映します。 地方税に関する事務においては、「市町村」の表記に統一しています。（システムの名称や記録項目の名称等を除く） 住民基本台帳に関する事務においては、「市町村」の表記に統一します。（本評価書以外の住民記録システム標準仕様書等において規定されている名称・用語等を除く）このため、70頁（（別添3）変更箇所）のとおり修正しました。 国民健康保険に関する事務では、システムの仕様上定義されているもの、法令上の表記に倣っているものについては「市町村」としています。
	市町村	市区町村													
・ 地方税	87	9													
・ 国民健康保険	16	136													
・ 住民基本台帳	132	7													
37	地方税の用語解説 ・4 ガバメントクラウド ・地方自治体は現在の課内システムを使い続けることはできない／ガバメントクラウドに切り替えるしか選択肢はない？	F	ご質問にお答えします。 ガバメントクラウドへの移行は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく地方公共団体の努力義務ですが、この法律の施行により、システムベンダーのシステム供給体制に大きな変更が生じることが予想され、現行システムを安定的に使い続けることができなくなると考えています。												
38	・5 ガバメントクラウド運用管理補助者 ・管理補助者は管理者を補助する。管理者は地方公共団体（=新宿区）と思われる。 ・想定外のことが起きた場合を含めて、最終事故責任は新宿区にあるのか？	F	ご質問にお答えします。 利用環境であるガバメントクラウドの管理者は、地方公共団体ではなくデジタル庁です。事故等が発生した場合の責任は起因者となりますが、一般的に、住民に影響が生じた場合の対応等は地方公共団体が行い、これにより生じた損害等については求償するなど適切に対処していくものと考えます。												
39	・10 個人番号 ・個人番号と対比した、シリアル番号の解説が欲しい。	F	ご質問にお答えします。 シリアル番号とは、個人番号カードに格納されている電子証明書に割り当てられる固有の番号のことです。												
40	・11 コンビニ交付クラウド ・コンビニとキオスクとは違うのか？	F	ご質問にお答えします。 キオスク端末とは、用語解説に記載のとおり、タッチパネル等の簡単な操作で、必要な情報を入手したり、様々なサービスを利用することができる端末装置のことです。 全国の主要なコンビニエンスストア等に設置されており、コンビニエンスストア等で住民票等の各証明書が取得できることから、その仕組みを「コンビニ交付」と呼んでいます。												

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
41	・ 12 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット） ・ 住基ネットの上で新しい特定個人情報などを利用したデータが流れている／住基ネットとは別に新しいネットワークが作られている？ ・ （別添 1）事務の内容の説明図に住基ネットに接続する区システム（項番 13 ?）を図示してほしい。 ・ 住民基本台帳ネットワークシステムと既存住民基本台帳システムとの違い？	F	ご質問にお答えします。 住民基本台帳ネットワークに記録される項目は、「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（素案）用語解説」に記載とおり、本人確認情報（個人番号）の他に法律で定められている氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びこれらの変更情報に限られます。 住民基本台帳ネットワークシステムは、「市町村」「都道府県ネットワーク」「全国ネットワーク」が各専用サーバを通じて繋がっており、これを総称したものととなります。 「住民基本台帳に関する事務全項目評価書」9頁、11頁の事務の内容図に記載されている「住民記録システム」が、住民基本台帳ネットワークシステムに接続する区システムとなります。 住民基本台帳ネットワークシステムとは、住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（素案）用語解説」に記載のとおり、住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピューターネットワークシステムのことで す。 住民基本台帳ネットワークシステムに記録される項目は、本人確認情報（個人番号の他に法律で定められている氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード及びこれらの変更情報）に限られます。 既存住民基本台帳システムとは住民基本台帳をデータベース化したシステムのことで す。 主な機能としては、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成する住民基本台帳の作成や転入届等に基づく住民票の記載等があります。また、団体内統合宛名システムや住民基本台帳ネットワークシステム等との情報連携を行います

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
42	・ 14 住民票コード ・ 個人番号を住民票コードとは別に作ったのは何故か？ ・ 住民票コードを変換して個人番号を作ったとすれば、無駄作業ではないか？	F	ご質問にお答えします。 国の制度において、住民票コードは民間利用が禁止され、本人確認情報を利用する行政機関等においても、目的外利用やデータマッチングが禁止されるなど厳格な利用制限がかけられた番号として導入され、運用されてきました。 住民票コードをそのまま個人番号として利用すると、厳格な利用制限をかけたこれまでの運用を大幅に変更する必要があることから、住民票コードを変換して得られる新たな番号（個人番号）を生成することとしたものです。 これにより、住民票コードは個人番号や情報連携を行うために必要な番号を生成するために用いられるなど、引き続き地方公共団体など限られた行政機関のみが保有する番号として限定的に使用することとなりました。
43	・ 18 総合行政ネットワーク（LGWAN） ・ 「そのセキュリティ能力は非常に高いとされています。」ということは、盗聴されるリスクがあると理解する。	E	ご意見として伺います。 総合行政ネットワークのセキュリティ能力は非常に高く、安全に運用できると考えています。
44	・ 19 操作ログ／アクセスログ ・ 記録（履歴）の保存期間？	F	ご質問にお答えします。 記録の保存は、対象となる情報によって1年から7年の適切な期間を定めて運用しています。
45	・ 20 団体内統合宛名等システム ・ このシステムは新宿区本庁舎内にある？ ・ 「団体内」を付ける／新宿区内としないのは何故？	F	ご質問にお答えします。 団体内統合宛名等システムは、物理的には本庁舎外に構築しています。 「団体内統合宛名」は、社会保障・税番号制度において示されている固有名詞です。
46	・ 21 団体内統合宛名番号 ・ 団体内統合宛名番号は国保p131：共通KEY（住民番号）と同じ／別？	F	ご質問にお答えします。 団体内統合宛名番号は、新宿区内で個人を一意に特定できる番号で、団体内統合宛名等システムで作成・管理されている番号であり、国保システムにおける共通KEY（住民番号）とは異なります。
47	・ 22 地方公共団体情報システム機構 ・ 機構職員の身分は公務員？	F	ご質問にお答えします。 地方公共団体情報システム機構は、国と地方公共団体が共同で管理する法人であり、職員の身分は公務員ではありません。
48	・ 27 庁内連携システム ・ （別添1）事務の内容の説明図に住基ネットに接続する区システム（項番13？）を図示してほしい。 ・ 項番15、20との位置関係？	F	ご質問にお答えします。 「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」9頁、11頁の事務の内容図に記載されている「住民記録システム」が、住民基本台帳ネットワークに接続する区システムとなります。 地方公共団体が国及び他機関と情報提供ネットワークを介した情報連携を行うために、各自治体内に整備しているのが団体内統合宛名システムです。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
49	・ 29 特定個人情報 ・ 特定個人情報から個人番号を削除、黒塗りをすれば個人情報として提供・移転が可能？	F	ご質問にお答えします。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、特定個人情報は、個人番号をその内容に含む個人情報と定義されていることから、特定個人情報の内容から個人番号を削除した場合、特定個人情報ではなくなり、通常の個人情報として取り扱われることとなります。そのため、個人情報の保護に関する法律に基づく提供等も可能になります。
50	・ 35 符号 ・ 「個人の識別子」をわざわざ付けるのは何故／個人番号があるから不要なのでは？	F	ご質問にお答えします。 個人の識別子は、セキュリティやプライバシー保護の観点からシステム設計されたものです。
51	・ 36 プライバシーマーク ・ 公共事業入札のように、レベルがある？ ・ 国内規格／国際規格 ISO ？ (国民健康保険の用語解説の項番50により詳しい説明)	F	ご質問にお答えします。 プライバシーマーク制度は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、日本産業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に準拠した「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に基づいて、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関して使用を認める制度です。
52	・ 39 ASP ・ GAFAM／ネット接続プロバイダー／その代理店／下請け／ソフトウェア開発会社・個人でもASP？	F	ご質問にお答えします。 ASPはアプリケーションを提供するものをさす用語であり、属性は無関係です。
53	・ 40 ISMAP ・ 項番36と関連がある／ない？ ・ レベルがある？ ・ 現在、登録済みの企業数？ ・ 新宿区の契約企業は全てISMAPの評価を受け、登録されている？ 国民健康保険の用語解説の項番56にISMAPのフル名称が書かれている。	F	ご質問にお答えします。 ISMAPは、「地方税に関する事務 全項目評価書（素案）用語解説」にあるプライバシーマークとは直接的な関係はありません。解説にある通り、クラウドサービス进行评估・登録するものであり、企業进行评估・登録するものではありません。新宿区が利用するクラウドサービスは、すべて評価・登録されています。
54	・ 41 NISC政府機関統一基準群 ・ 新宿区のシステムはこの基準をクリア？	F	ご質問にお答えします。 新宿区の情報システム等はこの基準を満たすように設計・運用しています。
55	・ 42 OS ・ 新宿区の計算機のOSは一般的なWindows／国産？	F	ご質問にお答えします。 オープンソースも含め、用途に応じて様々なオペレーティングシステムを採用しています。
56	・ 43 SSL ・ 暗号化のレベル？	F	ご質問にお答えします。 現在の通信規格は、TLS1.2及び1.3を使用しています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の方考え方
57	・ 44 VPN ・ 仮想的（ソフトによる）専用回線はどの程度安全？ ・ 項番18：LGWANはハードによる専用回線と理解するので、より安全 ・ VPNとLGWANの使い分け状況？	F	ご質問にお答えします。 通信相手、取り扱う情報の重要度、運用経費を総合的に判断して、適切な通信回線を選択し運用しています。 LGWANは接続団体を限定した閉域ネットワークであり、VPNは仮想専用回線を構築する技術であるため、比較できません。
58	国民健康保険の用語解説 ・ 2 医療保険者等向け中間サーバ ・ 「5 制度」とは何ですか？	F	ご質問にお答えします。 「5 制度」とは、「国民健康保険に関する事務 全項目評価書（素案）用語解説」にある「オンライン資格確認」制度を指します。
59	・ 7 記号番号 ・ 国民健康保険は世帯単位、後期高齢者医療保険は個人単位、課税は世帯単位、所得があれば個人単位、給付は生計を一にする家族単位？ ・ 法の前の平等原則からいずれ全て個人単位になる？	F	ご質問にお答えします。 国民健康保険については、「国民健康保険法」第9条第1項において世帯主がその世帯に属する被保険者の資格の取得・喪失に関する事項等を届け出ること、同法第76条において世帯主から保険料を徴収することを規定しており、世帯単位での管理が必要となることから、1世帯に対して1つの記号番号を附番します。なお、令和3年10月から開始されたオンライン資格確認を運用するため、世帯単位で附番されている記号番号を個人単位化することが必要となり、2桁の枝番が追加されています。 一方で、後期高齢者医療保険については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第54条において被保険者が被保険者の資格・喪失に関する事項を届け出ることと規定されており、後期高齢者医療広域連合が被保険者の資格を管理するための番号として被保険者番号を附番します。 国民健康保険料については、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定し、世帯主にその保険料の納入義務が発生します。 また、国民健康保険の給付については、各被保険者が医療機関等で保険給付を受けることとなりますが、出産育児一時金等の一部の保険給付の支給については被保険者が属する世帯の世帯主に支給することになるため、保険給付によって被保険者単位、世帯単位と変わります。 なお、個人住民税は世帯単位ではなく、個人に対して課税されます。
60	・ 8 擬制世帯主 ・ 世帯単位を維持するから「犠牲世帯主」のバッチが必要になる？	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務」に係るご質問については、当該事務に関する「全項目評価書」（素案）のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
61	・ 11 国保総合システム ・ (別添 1) 事務の内容の図中に明示してください。 ・ 国保総合PCと同じ／別？ (国保総合PCを (別添 1) 事務の内容の図中に明示してください。	E	ご意見として伺います。 「国民健康保険に関する事務 全項目評価書」(素案)に係るご意見については、当該事務のパブリック・コメントの実施結果でお答えします。
62	・ 17 資格確認書 ・ 現在の国民健康保険証、あるいは新健康保険証の名称も可能。 個人番号カードを普及するために国民健康保険証を廃止したために考え出された名称？	F	ご質問にお答えします。 資格確認書は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 48 号)の一部施行による国民健康保険法の改正に伴い、令和 6 年 12 月 2 日以降、被保険者証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード。以下同じ。)によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行することとされる中で、マイナ保険証を保有していない被保険者に交付する書類です。 また、その名称は、同日から施行される「国民健康保険法施行規則」第 6 条第 1 項で規定されています。
63	・ 18 資格情報通知書 ・ マイナ保険証の取得に関わらず、同じ証、書を出せば、簡単なのに、デジタル化により事務量が増えている？	F	ご質問にお答えします。 これまではマイナ保険証の有無に関わらず一律に被保険者証を交付していましたが、令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有している場合には資格情報通知書(資格情報のお知らせ)、マイナ保険証を保有していない場合には資格確認書を交付する仕組みとなるため、交付するという観点では事務の増加はないと考えています。
64	・ 39 統合滞納管理システム ・ (別添 1) 事務の内容の図中に明示してください。	E	ご意見として伺います。 国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは、「保険料(税)賦課システム」「資格管理システム」「給付システム」「保険料(税)収納システム」「統合滞納管理システム」から構成されており、統合滞納管理システムは国民健康保険に関する事務のうち滞納管理を行うサブシステムであるため、素案では総称して国民健康保険システムと定義しています。そのため、統合滞納管理システムを別に明示する考えはありません。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
65	・45 被保険者証 ・「国民健康保険に加入している者に交付される保険証。」：正しい定義。 ・資格確認書、資格情報通知書ではなく、保険証が正しい名称。	E	ご意見として伺います。 被保険者証は、被保険者であることを示す証明書であるとともに、保険給付を受ける際の受診券でもあります。「国民健康保険法」第9条第2項及び「国民健康保険法施行規則」第6条第1項の規定に基づき、世帯主がその交付を求め、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものです。この被保険者証は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）の一部施行による国民健康保険法の改正に伴い、令和6年12月2日以降、交付されなくなります。 資格確認書については、その用途は被保険者証と同様ですが、No.62でご説明しているとおり、「国民健康保険法施行規則」に新たに規定されたものであり、被保険者証とは異なるものです。 また、資格情報通知書については、マイナ保険証を保有する被保険者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるように、「国民健康保険法施行規則」第7条の3第1項の規定に基づき交付するものであり、この通知書だけでは医療機関等で保険給付を受けることができないため、被保険者証や資格確認書とも異なるものとなります。
	4. ここからは私のパブリック・コメントの中心 （1）前提：個人のプライバシー等の権利利益を保護するために考えなければならないこと ・新宿区の宣言「個人のプライバシー等の権利利益の保護」に書かれているように、行政が利用している情報を個人番号を利用して管理することは国民、区民のプライバシー等の権利利益に影響を与えようというレベルではない。本人は忘れてしまっているような情報を含めて、誕生から死亡までの行政が取得した所得（フロー）・資産（ストック）、健康・病歴、仕事、家族、住宅、学校歴・成績、社会的ステータス、評判、発言などの情報の蓄積を意味する。行政が持っている全情報は個人情報により特定の個人に紐付けられている／紐付けることが可能である。 ・GAFAMなどもサービス利用者の情報を蓄積しているが、以前は匿名での利用が多かったが、現在では利用者登録が必須になっている。利用者登録を実名以外ですることは可能だが、利用者の端末情報、位置情報、作成文書の特性などから、利用者を特定することがほとんど可能になっているものと思われる。 ・携帯の取得には行政が発行した顔写真付き証明の提示が現在では必要になっている。これにより、携帯の位置情報から利用者の行動履歴が解かる。携帯で伝えられる音声は最近の音声認識により文字データに変換が可能になっているので、利用者の種々の情報の取得が可能である。まだ、現在の計算機の処理能力では全通話を監視することは不可能だが、特定の端末／個人を監視することは法律、技術としては可能になっている。全ての通話記録を保存して、防犯カメラのように必要な時には過去に遡って、視聴し解析することはいずれ可能になる。		

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
66	・ GAFAMが持っている個人情報と行政が持っている情報とが統合された場合、プライバシー保護をしない限り、プライバシーは消滅すると予想される。 ・ 個人番号カード機能のスマホ搭載はアンドロイド端末では既に可能、iPhoneへの搭載は2023年5月に岸田総理（当時）と米Apple社CEOのティム・クック氏とのテレビ会談が行なわれ、2025年春にリリース予定であることから、行政と民間の情報が統合されつつあり、特定個人情報に関しては特別法令により規制されているが、特定個人情報に当たらない個人情報は個人情報保護法で規制されているだけである。 ・ 介護や医療のサービスを利用する時だけでなく、ネット上のWebsiteのサービスを利用する時にもプライバシーポリシーに同意を求められることが多い。この中に、個人情報を一定条件の下に利用するが、「第三者に情報提供する場合がある」と明記されている場合があり、Websiteの裁量に委ねることになる。 ・ 情報公開法、条例により行政文書の開示が可能になっているが、但し書きで、非公開となる場合が列挙されている。行政は但し書きを根拠に非公開とすることも多い。さらに、情報公開法に合法的に対処するために、行政は行政文書を作らない／口頭で済ます（上の東京新聞記事：保険証の廃止時期の決定など）、文書をなるべく早く削除するなどの対応もしばしば取られている。すなわち、情報公開法を情報非公開法として行政は運用している。 ・ 特定個人情報は特別法令により規制されているのでプライバシーは守られるが、合法的に特定個人情報の利用範囲が拡大されている。したがって、特定個人情報の特別法令は規制ではなく、利用拡大のための法令として使われている。 ・ したがって、特定個人情報の利用の規制がなくなった場合、行政が持っている個人情報で可能になるリスクを予想して、行政のデジタル化の行く末を私は考えている。そして、絶望している。 ・ 同様な手法は原子力発電所の安全対策でも取られている。原子力発電所の放射性物質（燃料）はペレットとして固められ、被覆管で覆われ、圧力容器に収容され、さらに格納容器に収められ、建屋に設置されているので、放射性物質の外部への漏れはないとされている。その結果、原子力発電所の事故が発生しても放射性物質が全量外部へ漏れることはない（これは安全神話と私は考えている）ので避難範囲はかなり狭い範囲に限定される。その結果、原子力規制委員会は住民の避難計画を安全対策の評価の対象にしていないのではないかと私は考えている。 ・ 放射性物質が全量外部へ漏れることを最大の被害と想定し、原子力発電所の建設を進める必要があると機械系のエンジニアだった私は考えている。 ・ 行政と民間の情報統合はハイリスク。行政の情報より民間の情報の方が多く、行政の情報は民間の情報の一部に過ぎない。デジタル後進国の日本はデジタル化を急ぐために規制するより利活用を優先して、国、行政が持っているビッグデータと特定個人情報の利活用に熱心である。	E	ご意見として伺います。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
	・デジタル化を推進する上での国の役割は、利便性を経験させ、プライバシーアレルギーを解消し、法的整備をし、情報流通のインフラを整備することである。 ・ポイント付与により個人番号カードを普及させ、マイナポータルを利用させ、健康保険証の廃止により個人番号カード（マイナ保険証）の利用に代表される各種カード（運転免許証、図書館利用者カードなど）と一体化された個人番号カードの利用を半ば強制している。 ・政府が進めているのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化である。 ・一見、よさそうな目標のようだが、近い将来、国民はAI技術にサポートされながら、ガバメントクラウドに直接データ入力し、政府はそれに基づき、サービスを提供する。自治体の役割は減少し、もしかすると、自治体は不要になり消滅しているかもしれない。国民はサービスを利用していると思っていても、政府に誘導されたサービスを選択しているだけかもしれない。 ・少数の人でガバメントクラウドの運営、管理が可能で、大多数はサービスを利用する側になる。その結果、ガバメントクラウドを運営、管理する少数の人は独裁者になり、運営、管理する少数の人とサービスを利用する大多数との格差が拡大する。 ・各個人の情報は充実していて、政策の嗜好も推定可能になっているので、選挙の必要性もなくなり、議会は消滅しているかもしれない。 ・人々は議論しなくなっているかもしれない。		
67	(2) 結論 ① 1つの個人番号で全ての個人情報と紐付けることは避けるべき。 ・1つのマスターキー、パスワードを使い回すのと同じで、1つの個人番号で個人情報を紐付けることは簡単で、効率が良いかもしれないが、漏洩、悪用されるリスクが高くなる。1つのマスターキー、パスワードを使い回すことはコンピューターリテラシーで禁止されていることを日本の行政機関で行っている。法令と運用でリスクを回避できると信じるのは日本の行政機関の特殊性か、日本の神話である。この特殊性、神話を維持するために多額の予算が使われ、多分、作業従事者は神経をすり減らし、人格までも破壊しているかもしれない。 ・行政のファイル、システムごとに検索することにより個人情報を抽出する方法は計算機負荷が大きく、効率が悪いが安全である。	E	ご意見として伺います。 マイナンバー制度では従来どおり個人情報を各行政機関等が分散して保有しています。他の機関の個人情報が必要となった場合には、法で定められるものに限って、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「分散管理」の仕組みとなっています。
68	②現在の個人番号カードの取得は任意とすることを維持する。個人番号の取得に対して、行政は中立的であるべきである。	E	ご意見として伺います。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人番号カードの取得は任意とされています。
69	・現在の個人番号カード交付申請書の注意書き： 【ご注意】を必ずご確認ください、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、□を黒く塗りつぶしてください。 □ 署名用電子証明書（15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。） □ 利用者証明用電子証明書 【ご注意】電子証明書は、健康保険証としての利用、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログインなど多様なサービスの提供に必要となります。 ・□を黒く塗りつぶすのではなく、発行を受ける／受けないの選択肢にする。	E	ご意見として伺います。 個人番号カードの取得は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、任意とされています。また、個人番号カード交付申請書の様式は総務省が定めており全国統一様式となっています。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
70	・e-Taxの電子申請は個人番号カードの電子証明書の発行を受けなくても、ネット上のe-Taxのページに紹介されている7種類の方法で利用者番号を取得すれば、電子申請が可能であることを紹介すべき。	E	ご意見として伺います。 e-Taxの利用に必要な利用者番号の取得方法等については、国税庁がホームページ等で案内しています。 また、区では毎年、区広報や公式ホームページにより確定申告期間をお知らせする際に、e-Taxの利用についても案内を掲載し、周知に努めています。
71	③電子証明書に使われているシリアル番号が個人番号よりも重要である。 a.署名用の電子証明書 ・インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用 ・電子申請（e-Tax等） ・民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録など b.利用者証明用の電子証明書 ・インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用 ・行政のサイト（マイナポータル等）へのログイン ・民間のサイト（オンラインバンキング等）へのログイン ・コンビニ交付サービス利用 など ・この2つの電子証明書にシリアル番号が使われている。 ・「利用者証明用電子証明書」の有効期限は5年で、「利用者証明用電子証明書」が更新されるとシリアル番号も更新されるが、新「シリアル番号」から旧「シリアル番号」を取得する仕組みがあるため、追尾が可能。 ・シリアル番号を使って、オンラインショップやネットバンクが、個人を長期に渡りモニタリングが可能 ・シリアル番号を使って、プラットフォーム事業者が、一人の利用者の情報を、多数の民間事業者との間で集約、発信が可能。 ・シリアル番号は個人番号と同様に個人を誕生から死亡まで追跡が可能 ・民間に利用が解放されていて、民間業者間で名寄せが可能 なので、利用者は個人番号よりシリアル番号（利用者証明用の電子証明書）の利用には注意が必要。 ④以上をまとめれば、シリアル番号の利用に注意することは難しいので、 ・個人番号カードを作らない。 ・個人番号カードに「利用者証明用電子証明書」を付けない。（シリアル番号は発行されない。） のが安全なので、推奨される。 ・ただし、2つのいずれかの対策を選択した場合、行政外部でのサービスが利用できなくなる不利益は受忍するとして、行政内部での処理に関して不利益を受けることがないことを要求する。個人番号はほとんど全ての人に発行され、それにより行政内部の処理を合理化するためのものであり、不利益を受けるとすれば、特定個人情報保護の運用に問題があるからである。	E	ご意見として伺います。 利用者証明用電子証明書は希望者のマイナンバーカードのICチップに搭載され、オンラインで利用者本人の認証を公的に行うことができるものであり、行政機関だけでなく民間事業者の各種サービスにもご利用いただけます。利用者証明用電子証明書により利用者本人の認証の事務を行う従業者等に対しては、法令により目的外利用の禁止及び秘密保持が義務付けられています。 マイナンバーカードの取得は任意であり、取得の有無によって不利益を受けることはありません。

No.	ご意見の要旨	対応	区の考え方
72	⑤今後の課題として残されたことが、特定個人情報保護評価はプライバシー影響評価とは別の日本独自の制度と捉える必要があるかどうかである。	F	ご質問にお答えします。 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（PrivacyImpactAssessment:PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。
73	個人情報を守るためのチェックをしっかりと行いしてほしい。そのための職員体制も充分にしてほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 特定個人情報を利用する事務の実施にあたっては、担当部署において少なくとも年1回、特定個人情報保護評価書の記載事項の見直しを行うこととしています。 また、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するために内部監査を毎年行うとともに、外部監査も適宜行うこととするなど、特定個人情報を保護するための様々な措置を講じています。